

議案第 8 号

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給料月額の特例措置を 1 年間延長するため、特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 24 年君津市条例第 32 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年君津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																				
<p>(特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例)</p> <p>第1条 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間</u> (以下「特例期間」という。)においては、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第18号)第3条の規定による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" data-bbox="206 616 1052 855"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>100分の13</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>100分の11</td> </tr> <tr> <td>政策監</td> <td>100分の11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(一般職の職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第2条 特例期間においては、職員(一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号。以下「一般職給与条例」という。)第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年君津市条例第18号)附則第3項から第5項までの規定による給料を含む給料月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(第3項において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p>	職	割合	市長	100分の13	副市長	100分の12	教育長	100分の11	政策監	100分の11	<p>(特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例)</p> <p>第1条 <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間</u> (以下「特例期間」という。)においては、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第18号)第3条の規定による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1187 616 2033 855"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>100分の13</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>100分の11</td> </tr> <tr> <td>政策監</td> <td>100分の11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(一般職の職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第2条 特例期間においては、職員(一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号。以下「一般職給与条例」という。)第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額(一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年君津市条例第18号)附則第3項から第5項までの規定による給料を含む給料月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(第3項において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p>	職	割合	市長	100分の13	副市長	100分の12	教育長	100分の11	政策監	100分の11
職	割合																				
市長	100分の13																				
副市長	100分の12																				
教育長	100分の11																				
政策監	100分の11																				
職	割合																				
市長	100分の13																				
副市長	100分の12																				
教育長	100分の11																				
政策監	100分の11																				

職務の級	割合
2級	100分の1
3級	100分の2
4級	100分の3
5級	100分の4
6級以上	100分の5

2～4 省略

職務の級	割合
2級	100分の1
3級	100分の2
4級	100分の3
5級	100分の4
6級以上	100分の5

2～4 省略